

○行商従事者証等の様式の承認の取消し

(第7条)

改正 平成26年3月20日 平成29年3月22日

処分基準

平成29年3月22日作成

法令名	行商従事者証等の様式の承認に関する規程
根拠条項	第7条
処分の概要	行商従事者証等の様式の承認の取消し
原権者 (委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	行商従事者証等の様式の承認に関する規程第1条(承認を受けることができる団体)、同条第5条(資料の提出)、同条第6条(作成・交付事業の廃止の届出)
処分基準	別紙参照
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
決裁区分等	生活安全部長

別紙

[別紙参照]